京都大学

連絡先: 075-753-3102 作成日: 2020年2月17日

更新日:一





刑事手続におけるデータ分析の利活用と法的規律

研究者所属·職名:法学研究科·教授

ふりがな いけだ きみひろ **氏名: 池田 公博**

主な採択課題:

- 基盤研究(C)「刑事手続における供述証拠の獲得・利用に対する法的規律」(2013-2015)
- <u>若手研究(B)</u>「刑事事件処理の多様化と被疑者・被告人の地位」 (2010-2012)
- <u>若手研究(B)「裁判員による公判審理への実質的参加の保障」</u>
 (2006-2008)

分野:刑事法学、刑事訴訟法

キーワード:犯罪捜査、事実認定、個人情報、強制処分、ビッグデータ

課題

- ●なぜこの研究をおこなったのか?(研究の背景・目的) 近年、IT技術の伸長や統計的分析手法の普及を受けて、いわゆるビッグデータの分析による人の行動パターンの解明の精度が高まり、その成果が 社会の各分野で活用されている。こうした手法は、刑事司法制度(犯罪事実の捜査や認定)においても活用することが考えられる。他方で、獲得 後のデータにかかる個人情報保護の必要は、刑事手続を規律する現行の法規定や、それをめぐる刑事訴訟法学の議論では、必ずしも十分に考 慮されていない。そこで、刑事司法制度におけるデータ分析の利活用に際して必要となる具体的な法的統制のあり方を解明することとした。
- ●研究するにあたっての苦労や工夫(研究の手法) 従来の刑事訴訟法学における議論は、犯罪事実を解明して処罰を行うために用いられる手段(逮捕や捜索など)を、法的に正当化し、あるいは 統制することに主たる関心を向けてきた。一方、それらの手法によって得た情報の管理・利用は、独自の正当化を必要としないという考えが一般的 であった。そのため、獲得後の情報の利用を統制する必要性自体が必ずしも共通認識となっていない上に、その統制の方法についても、個人情報 保護と同様の規律を設けるのか、取得自体を制約するのかを巡り、アプローチに差異も見られた。そこで、個人情報保護法等の他分野の知見も 参照しつつ、共同研究の機会等を通じて、議論の共通の基盤を構築し、その上で議論の進展を図ることとした。

京都大学

連絡先:075-753-3102 作成日:2020年2月17日

更新日:一



刑事手続におけるデータ分析の利活用と法的規律

研究成果

- ●どんな成果がでたか?どんな発見があったか?
- ・窃盗の被疑者の行動確認を行うために、その使用車両にGPS装置を設置した捜査手法について、個別の法的根拠が必要とした最高裁判所の判例を手がかりに検討を加え、一般的な法的授権の範囲で行いうる尾行と比較すると、GPS捜査は、位置情報を把握するまで端末の所在がわからないために、立入りの許されない場所での位置情報を取得してしまう可能性を排除できず、尾行のように適法に立ち入りうる範囲での行動確認に留める可能性がない点で、質的な差異を見出しうると評価した。
- ・捜査機関が、継続的な尾行や張込みを行い個人の立寄り先を把握して、信仰に関する個人情報を 収集し、また保管、利用したことの当否が問題とされた事例の検討を通じ、捜査情報の収集は、事後 の突合・分析を視野に行われるものとして正当化されているから、事後的な利用の可能性があることは 収集自体を禁止する根拠とはなり難く、利用の当否はそれ自体として検討される必要があるとした。
- ・刑事手続における獲得情報の保護に独自の法的根拠が必要かの検討をめぐり、共同研究において、 刑事訴訟法の明文に個別の根拠規定を必要とする「強制の処分」(強制処分)の意義を検討し、日本刑法学会第96回大会(2018年5月・関西大学)分科会IIで、その内容を報告した。



写真 共同研究報告(日本刑法学会第96回大会(2018年5月·関西大学)分科会II)

今後の展望

●今後の展望・期待される効果

獲得データを犯罪捜査目的で分析・利用することに対する法的統制のあり方について、世界的には、IT分野での技術更新に対応し、またその成果を犯罪の捜査や立証に取り入れるための法整備が間断なく進められており、同時に、伝統的に議論の前提とされてきた概念の内容も、大胆に見直される状況にある。新たな状況への対応が求められるのは我が国も同様であり、今後も、諸外国における動向、とりわけ議論や法整備の状況の推移をも幅広く参照しながら、本研究での検討を基礎としつつ、具体的な立法論を伴う制度設計につなげていく必要がある。